

(地域観光振興計画の作成等の提案を行うことができる者)

第八条 法第十四条の国土交通省令で定める者は、地方公共団体が出資する法人その他その構成員又は出資者の構成からみて地域観光振興事業の推進を図るのにふさわしいと認められる法人とする。

(地域観光振興計画の作成等の提案)

第九条 法第十四条の規定により計画提案を行うおととする者は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係る地域観光振興計画の素案を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。

附則

この省令は、平成十七年八月十五日から施行する。

告 示

○防衛庁告示第百三十八号  
海上における試験射撃を次のとおり実施する。  
平成十七年八月十二日

期 間 防衛庁長官 大野 功統  
平成十七年八月十六日から同月十八日まで(予備日、同月十九日及び同月二十日)の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

実施区域

豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

- (ア) 北緯三二度四八分一三秒 東経一三二度三七分五一秒
- (イ) 北緯三二度三六分一三秒 東経一三二度三七分五一秒
- (ウ) 北緯三二度三六分一三秒 東経一三二度五九分五一秒
- (エ) 北緯三二度二八分一三秒 東経一三二度五九分五一秒
- (オ) 北緯三二度四二分一三秒 東経一三二度二九分五一秒
- (カ) 北緯三二度四八分一三秒 東経一三二度二九分五一秒

実施艦 自衛艦四隻  
その他 一 試験射撃は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗(夜間は红灯)を掲揚する。  
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○総務省告示第百八十七号  
市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、津久井郡津久井町及び同郡相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する旨、神奈川県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月二十日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十二日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第百八十八号  
市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、天田郡三和町、同郡夜久野町及び加佐郡大江町を廃し、その区域を福知山市に編入する旨、京都府知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年一月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十二日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第百八十九号  
市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、船井郡團部町、同郡八木町、同郡日吉町及び北桑田郡美山町を廃し、その区域をもって南丹市を設置する旨、京都府知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年一月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十二日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第百九十号  
町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、与謝郡加悦町、同郡岩滝町及び同郡野田川町を廃し、その区域をもって同郡与謝野町を設置する旨、京都府知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十二日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第百九十一号  
市村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、下伊那郡上村及び同郡南信濃村を廃し、その区域を飯田市に編入する旨、長野県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十二日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第百九十二号  
市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、東筑摩郡明科町、南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村及び同郡堀金村を廃し、その区域をもって安曇野市を設置する旨、長野県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十二日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第百九十三号  
町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、小県郡長門町及び同郡和田村を廃し、その区域をもって同郡長和町を設置する旨、長野県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十二日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第百九十四号  
町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、上水内郡牟礼村及び同郡三水村を廃し、その区域をもって同郡飯綱町を設置する旨、長野県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十二日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第百九十五号  
村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、東筑摩郡本城村、同郡坂北村及び同郡坂井村を廃し、その区域をもって同郡筑北村を設置する旨、長野県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月十一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十二日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第百九十六号  
町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、木曾郡木曾福島町、同郡日義村、同郡開田村及び同郡三岳村を廃し、その区域をもって同郡木曾町を設置する旨、長野県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十一月一日からその効力を生ずるものとする。  
平成十七年八月十二日  
総務大臣 麻生 太郎